

工事負担金算定基準

令和8年4月

伊丹市上下水道局

目次

第1章 概要	-----	1
1-1. 目的	-----	2
1-2. 適用範囲	-----	2
1-3. 用語の定義	-----	2
第2章 工事負担金の構成	-----	3
2-1. 工事負担金の構成	-----	4
2-2. 基本事項	-----	4
2-3. 直接工事費	-----	5
2-4. 間接工事費	-----	5
2-5. 一般管理費等	-----	5
2-6. 消費税等相当額	-----	5

第 1 章 概 要

第1章 概要

1-1. 目的

この基準は、伊丹市上下水道局配水管受託工事取扱要綱に基づき伊丹市上下水道局（以下、「局」という。）が行う受託工事について開発事業者等申請者（以下、「申請者」という。）が負担する工事負担金を決定するために必要な算定基準を定めることにより、受益者に応分の費用負担を促すとともに、安定的な水道供給及び配水管の適正な維持・管理に資することを目的とする。

1-2. 適用範囲

- (1) この基準は、伊丹市上下水道局受託工事取扱要綱に定める受託工事の要件に適用し、申請者が負担する工事負担金の算定における具体的な業務執行上の細目を示したものとす。
- (2) この基準に定めのない事項又はこれにより難しい場合は、局担当課内等で協議の上、決定する。

1-3. 用語の定義

この基準に関する用語の定義は、伊丹市上下水道局配水管受託工事取扱要綱に定めるもののほか、次の各号に示す通りとする。

- (1) 「配水管」とは、人の飲用に適する水として浄水施設でつくられた浄水を配水池又は配水ポンプ場が起点となり需要者の給水装置（給水主管又は給水管の分岐点から下流）へ輸送、分配することを目的として局等が整備し、また、局の管理に属する管をいう。配水本管及び配水支管に分類される。
- (2) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水主管、給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (3) 「工事原価」とは、工事を完成させるために要した費用の総額をいう。直接工事費及び間接工事費から構成される。
- (4) 「純工事費」とは、工事原価として計上されるものの一つであり、工事そのものを実施するために直接的に必要となる費用をいう。直接工事費及び共通仮設費からなる。

第2章 工事負担金の構成

第2章 工事負担金の構成

2-1. 工事負担金の構成

工事負担金は、図1に示す通り工事原価及び一般管理費等から構成される。当該費用は、既設配水管の分岐から給水装置までの管径及び材料等に応じて算定するものとする。

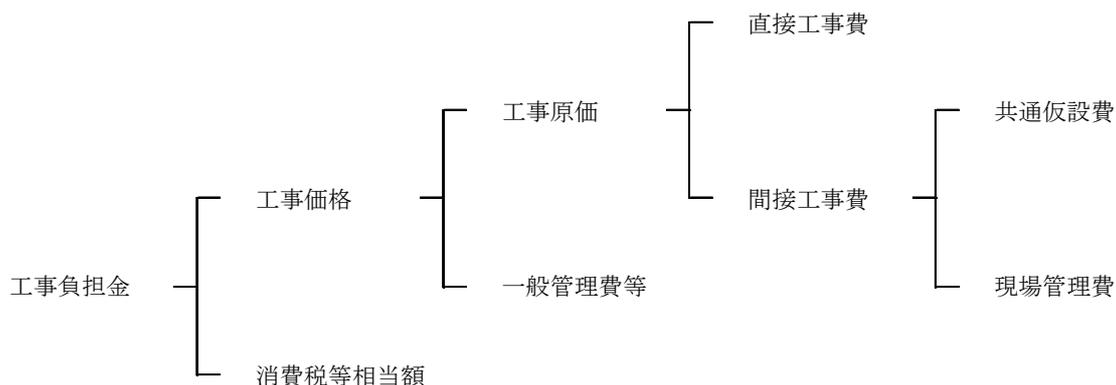


図1 工事負担金の構成

2-2. 基本事項

- (1) 数量を求める対象は、「水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）」、「土木工事標準積算基準（国土交通省）」及び「水道工事標準設計基準（伊丹市上下水道局）」（資料は、いずれも最新版を使用する。以下、「基準等」という。）において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- (2) 数量は、原則として設計数量とする。
- (3) 設計数量は、設計図書に示す寸法、示す寸法から計算によって得られる寸法及び計測器具により読み取ることのできるものとする。
- (4) 各数量の数値基準は、基準等を参照する。
- (5) 単価は、兵庫県が公表する土木工事積算単価及び局が取得した見積単価に対応したものであるものとする。
- (6) この基準により使用する管径別の材料は、原則として表1に示す通りとする。

表1 管径別の材料

管 径	材 料
φ 50mm	硬質塩化ビニル管
φ 75mm 以上	ダクタイル鋳鉄管（GX形）

2-3. 直接工事費

直接工事費は、次の各号に示す工種ごとの費用の合計額として算定するものとする。

- (1) 配管材料
- (2) 配水管機械布設工
- (3) 排水設備布設工
- (4) 不断水工
- (5) 土工
- (6) 舗装工
- (7) 処分工
- (8) 安全費
- (9) その他

2-4. 間接工事費

間接工事費は、直接工事費以外の工事費及び経費の合計額であり、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、工事施工にあたって、共同的に必要な経費をいい、工種区分に従って所定の率計算による額及び積上げ計算による額を加算して算定する。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工にあたって、品質管理、工程管理及び安全管理等の工事監理を実施するために必要な共通仮設費以外の経費をいい、工種区分に従って純工事費ごとに算定した現場管理費率を当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

2-5. 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、工事原価ごとに算定した一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

2-6. 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。